

学童クラブ、保育所等を利用している
子どもの保護者の皆様へ

本日、東京都内において「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく「緊急事態宣言」が発令されます。

東京都では、令和2年5月6日までの期間、都立学校を臨時休業とする一方で、学童クラブや保育所等の使用制限等については明確となっていません。

市内の小中学校が休業する中、多くの子どもたちが、学童クラブや保育所等に通うことは、感染のリスクを高めてしまうこととなります。今後、各施設に対し、さらなる感染症対策を講じるよう要請してまいります。子どもたちが集まる以上、完璧な対策を講じることはできないため、「クラスター」と呼ばれる感染者の集団が発生する等のリスクを免れません。

また、最近の報道等において、小学生や未就学児童の感染が相次いで報告され、重症化するケースも少なくないことがわかってきています。

そのようなことから、保護者の皆様におかれましては、子どもの命を第一に考えて、学童クラブや保育所等に通わないという選択肢を御検討いただきますようお願いいたします。（登所・登園を自粛していただいた方については、学童クラブの育成料や保育料の負担軽減を行います。）

一方で、医療従事者等の社会基盤を担うお仕事をされている保護者の方、また、御家族の介護・看護等を行っている場合については、学童クラブや保育所等のサービスを受ける必要があることも承知しております。

したがって、福生市としては、市内の小中学校が休業となる令和2年5月6日までの間、学童クラブや保育所等について、開所・開園したうえで、御家庭で保育が可能な保護者の皆様には、登所・登園の自粛及び御自宅での保育の御協力を強くお願いするものです。また、今後の状況によっては、利用制限等の縮小体制（延長保育の中止、利用時間の短縮、利用対象児童の制限等）で運営することも想定されますのであらかじめ御承知おきください。

なお、学校の臨時休業期間中は「ふっさっ子の広場」は閉室します。

福生市では、「子育てするなら ふっさ」を合言葉に、保護者の利便性等について真剣に考え、多くの子育て施策を展開してまいりましたが、現在の状況においては、子どもを預かることが子育て支援に必ずしも結びつかないものと考えております。

「緊急事態宣言」が発令される中、福生市の子どもを第一に考えた特別な対応であることを、御理解いただきまして、御協力を賜りますようお願いいたします。

令和2年4月7日
福生市長 加藤 育男